

令和 7 年度 PTA 総 会

【会 順】

1. 開会のことば
2. 令和 6 年度 PTA 会長あいさつ
3. 学校長あいさつ
4. 学校職員紹介
5. 議長選出
6. 協議
 - ①令和 6 年度 PTA 年間活動報告
 - ②令和 6 年度 PTA 会計決算報告
 - ③令和 6 年度 PTA 会計監査報告
 - ④PTA 会則改定等（案）
 - ⑤令和 7 年度
PTA 執行部役員及びPTA 監事報告（案）
 - ⑥令和 7 年度 PTA 活動方針（案）
 - ⑦令和 7 年度 PTA 年間活動計画（案）
 - ⑧令和 7 年度 PTA 活動予算（案）
7. 連絡事項等
8. 閉会のことば

令和 7 年 4 月 21 日（ 月 ）

霧島市立天降川小学校

令和 6 年度 天降川小学校 P T A 年間活動報告

月	日	曜	P T A 関係行事	月	日	曜	P T A 関係行事
4	8	月	新任式 始業式 第15回入学式	10	19	土	霧島市じんけんフェスタ 運動会準備（執行部）
	15	月	第 1 回新旧執行部会		26	土	運動会前日準備
	22	月	P T A 総会・学級 P T A		27	日	第 1 5 回運動会
5	9	木	拡大企画委員会・第 2 回 P T A 執行部会 国分地区交通安全母の会総会	11	1	金	地域が育む「かごしまの教育」県民週間～7日
	16	木	拡大企画委員会（地域 P T A）		7	木	第 7 回 P T A 執行部会
	17	金	市 P T A 連絡協議会総会		16	土	県 P T A 委嘱公開霧島大会
6	1	土	スクールガード・防犯ボランティア等研修会		27	水	校内持久走大会 学級 P T A 学校保健委員会
	8	土	授業参観 引き渡し訓練 第 1 回あもりがわりユース活動	12	29	金	第2回 7 校 P T A（国分南中）
	13	木	第 3 回 P T A 執行部会		5	木	地区学校保健研究協議会
	14	金	7 校 P T A（国分南中）		12	木	拡大企画委員会 第 8 回 P T A 執行部会
	20	木	P T A リーダー研修会（3年）		19	木	国分地区交通安全母の会「県下一斉飲酒運転 根絶運動キャンペーン」立哨
	21	金	県 P T A 活動研究委嘱公開霧島大会実行委員会		24	火	終業式
	水泳授業自由参観週間(6/24～7/5)			1	8	水	始業式
7	5	金	学級 P T A 学校保健委員会		17	金	中学校入学説明会(隼人中・舞鶴中・国分南中)
	13・14	土・日	国分夏祭り補導		24	金	新1年生体験入学及び入学説明会
	18	木	第 4 回 P T A 執行部会		30	水	第 9 回執行部会
	19	金	終業式	2	2	日	始良・伊佐地区生涯学習推進大会(霧島市) 道義高揚・豊かな心の推進大会
9	2	月	始業式		15	土	5 校 P T A（舞鶴中）
	10	火	授業参観・学級 P T A（下・特支）		25	火	学校保健委員会
	11	水	授業参観・学級 P T A（上・特支）		26	水	授業参観 学級 P T A P T A 評議員会 第10回 P T A 執行部会
	19	木	第 5 回 P T A 執行部会	3	7	金	市 P 連第3回評議員会
10	4	金	市 P 連第 2 回評議員会		24	月	第15回卒業式
	5	土	5 校 P T A（舞鶴中）		25	火	修了式 離任式
	10	木	第 6 回 P T A 執行部会		30	日	P T A リユース活動

令和6年度 天降川小学校 P T A 一般会計収支決算書

総 収 入	4,011,412
総 支 出	2,886,359
残 高	1,125,053

収入の部

項 目	当初予算額 (a)	決 算 額 (b)	増 減 (b) - (a)	備 考 (主な内容)
会 費	2,956,800	2,814,090	▲ 142,710	(350円×12ヶ月)×690P戸 <P戸数は教職員含む>
雑 収 入	1,000	31,103	30,103	預金利息、各種PTA団体からの事務手数料
繰 越 金	1,166,219	1,166,219		前年度繰越
	4,124,019	4,011,412	▲ 112,607	

支出の部

項 目	当初予算額 (a)	決 算 額 (b)	増 減 (b) - (a)	備 考 (主な内容)
会 議 費	250,000	152,060	▲ 97,940	会議参加に関する諸費用・交通費 ほか
報 償 費	229,000	259,000	30,000	役員報酬（副会長増員等）
慶 弔 費	250,000	100,907	▲ 149,093	慶弔規定に基づく支出
広 報 費	150,000	140,700	▲ 9,300	県PTA新聞購読料 ほか
行 事 費	500,000	321,183	▲ 178,817	PTA行事に係る運営費、卒業証書ファイル(金型含む) ほか
消 耗 品 費	200,000	66,937	▲ 133,063	文具、備品代、学校印刷室使用コピー用紙・インク代 ほか
事務通信費	50,000	20,460	▲ 29,540	振込手数料、送料、かぎんシステム使用料 ほか
学級・学年・各委員会	400,000	283,063	▲ 116,937	学級/学年/各委員会/親子読書会/読み聞かせへの補助費 ほか
教育奨励費	350,000	264,131	▲ 85,869	飼育・校内緑化、図書室関連、外部講師への旅費・謝金 ほか
負 担 金	300,000	207,805	▲ 92,195	市P連及び各種負担金、PTA団体障害保険 ほか
特別会計用積立金	100,000	100,000		記念行事等準備金(特別会計通帳へ)
総 務 費	950,000	970,113	20,113	事務補助員人件費
予 備 費	395,019	0	▲ 395,019	義援金など突発的事項に関する支出
	4,124,019	2,886,359	▲ 1,237,660	

令和6年度 天降川小学校 PTA特別会計収支決算書

総	収	入	1,150,069
総	支	出	100,015
残		高	1,050,054

1.収入の部

項 目		備 考
繰越金	1,050,069	特別会計用積金定額預金額
特別会計用積金	100,000	今年度積立額
預金利息	0	
合計	1,150,069	

2.支出の部

項 目		備 考
体育行事用テント購入	100,015	
合計	100,015	

※ 教育奨励費より一部支出71,585円を加え171,600円で購入する

令和 6 年度 会 計 監 査 報 告 書

令和 7 年 4 月 15 日、天降川小学校執行部室において
瀬戸口会長、前田会計立会いのもと、年度末会計監査を実施
いたしました。

証拠書類・帳票及び預金通帳等を精査した結
果、領収証等もよく整理され、違算もなく適正
かつ正確にに執行されていることを確認いたし
ました。

令和 7 年 4 月 15 日

監事 小半禮 愛依子 (印)

監事 副島 え利好 (印)

霧島市立天降川小学校PTA会則（案）

（名称）

第1条 本会は天降川小学校PTAと称し、事務局を天降川小学校（以下「本校」）におく。
住所：〒899-4322 鹿児島県霧島市国分福島1丁目1-15
電話：0995-47-0077

（目的）

第2条 本会は、学校・地域・家庭が互いに連絡を密にし、子ども達の健全育成を図ることを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次のことを行う。

- 1 家庭と学校との緊密な連携によって児童の健全な育成に努める。
- 2 学校や地域、家庭の教育環境の充実を図る。
- 3 会員相互の教養を高めるとともに、親睦を図る。
- 4 その他、目的達成に必要なことを行う。

（会員）

第4条 本会の会員は、次のとおりとする。

- 1 本校に在籍する児童の保護者、又はこれに代わる者。
- 2 本校の職員。

（会費）

第5条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（役員の種別）

第6条 本会に、次の役員を置くことができる。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 書記 若干名
- (4) 会計 1 名
- (5) 監事 2 名
- (6) 顧問 1 名

2 会長、副会長、書記、会計、顧問のことを執行部と称する。

（役員の選任）

第7条 役員の選出方法は下記のとおりとする。

- 1 会長、副会長及び書記、会計は、企画委員会の承認を得て、評議委員会で決定する。ただし、決定直後の総会において報告しなければならない。
- 2 監事は、会員の中から会長がこれを委嘱し、総会で報告する。
- 3 監事は会長、副会長及びその他の役員と、相互に兼ねることはできない。
- 4 顧問は、学校長をもってあてる。

（役員の職務）

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 書記は、総会及びこの会の活動に関する記録をし、必要書類の保管をなし、各種会合について通知する他、会長から委任された職務を行う。
- 4 会計は、総会が決定した予算に基づいて、会長の指示により一切の会計事務を行う。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 本会の会計の状況を監査すること。
 - (2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について法令若しくは会則違反又は著しく不当な事項があると認めるときは、これを総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会を招集すること。
 - (5) 各種会議に出席し、意見を述べる事ができる。

6 顧問は、各種会議に出席し、意見を述べることができる。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は2年とするが、この限りではない。また、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期終了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。但し保護者にあつては児童の転校又は卒業、職員にあつては転退職など、相応の理由がある場合はこの限りではない。

(総会の種別)

第10条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第11条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第12条 総会は、この会則に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第13条 通常総会は、毎年度決算終了後3ヵ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 全会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があつたとき。

(3) 第8条第5項第4号の規定により監事から開催の請求があつたとき。

(総会の招集)

第14条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があつたときは、その請求のあつた日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所目的及び審議事項を記載した書面をもって、開会の15日前までに通知しなければならない。ただし、会長が緊急に招集する必要があると認める場合は、電話等、他の手段により通知することができる。

(総会の議長)

第15条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第16条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第17条 総会の議事は、この会則に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第18条 会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。

(総会の書面表決等)

第19条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第16条及び第17条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第20条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む)

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(評議委員会の構成)

サポーター

専門委員会サポーター

第 21 条 評議委員会は、執行部、各学級~~委員長~~、各地域部長、~~各専門委員会部長~~、教務・生徒指導・保健の各主任及び各学年主任をもって構成する。

(評議委員会の権能)

第 22 条 評議委員会は、この会則で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(評議委員会の招集)

第 23 条 評議委員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

- 2 会長は、評議委員の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求があった日から 20 日以内に評議委員会を招集しなければならない。
- 3 評議委員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 15 日前までに通知しなければならない。ただし、会長が緊急に招集する必要があると認める場合は、電話等他の手段により通知することができる。

(評議委員会の議長)

第 24 条 評議委員会の議長は、その評議委員会において、出席した会員の中から選出する。

(評議委員会の定足数等)

第 25 条 評議委員会には、第 16 条、第 17 条、第 18 条及び第 19 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「評議委員会」と、「会員」とあるのは「評議委員」と読み替えるものとする。

(企画委員会の構成)

専門委員会サポーター

学級サポーター

第 26 条 企画委員会は、執行部、~~各専門委員会部長~~、~~学年部長~~、各地域部長をもって構成する。

(企画委員会の権能)

第 27 条 企画委員会は、この会則に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 評議委員会に付議すべき事項
- (2) 総会・評議委員会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会・評議委員会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (4) その他 P T A 会長が必要と認める事項

(部会)

第 28 条 本会は、その目的を達成するために必要な事項について、調査・研究・立案・実施するため全会員により次の部会を組織し、必要に応じて部別に活動を行う。会員は各部会に、重複して属する。

1 地域部会

- (1) 地域部会は各地域に置き、地域に居住するすべての会員で構成され、地域役員を中心に地域での活動を行う。
- (2) 地域部長、地域生活安全部長を地域役員とする。
- (3) 各地域における運営について、会員数等各地域の実情に応じ地域副部長、地域生活安全副部長をおくことができる。

2 学級部会 **学級サポーター 3 名**

- (1) 学級部会は各学級に置き、学級に属するすべての会員で構成される。
- (2) ~~学級部長、学級副部長 2 名を選出し、学級副部長のうち 1 名は、学校保健委員として活動する。また 1 名は、役員選考の任を兼務する。~~

(専門委員会)

第 29 条 本会は、その目的を達成するために必要な事項について、調査・研究・立案・実施するため次の専門委員会を組織し、必要に応じて委員会別に活動を行う。

(委任)

第 41 条 この規約の施行に関し必要な事項は、企画委員会、評議委員会で協議の上、施行する。

附則

(施行期日)

第1条 この会則は、総会の議決があった日から施行する。

天降川小学校PTA役員報酬規定（案）

（目的）

第1条 この規定は、会則第36条に基づき、本会役員に対する報酬に関することを定めるものとする。

（趣旨）

第2条 この規定における報酬とは、PTA旅費規定に係らない交通費及び通信費の補助を指す。

（報酬の額）

第3条 本会は、予算に定める範囲内で、次の表に定める基準により各役員に対し報酬を支払うことができる。

（単位：円）

番号	役職等	報酬（年額）
1	会長	30,000
2	副会長	10,000
3	書記	10,000
4	会計	15,000
5	専門委員会部長	5,000
6	専門委員会副部長	3,000
7	学年部長	5,000
8	学年副部長	3,000
9	監事	3,000
10	地域部長	5,000 3,000
11	地域生活安全部長	5,000 3,000
	地域副部長	5,000
	地域生活安全副部長	5,000

（報酬の支払い）

第4条 役員報酬は、年度末に支払う。

天降川小学校 PTA慶弔規定

(総則)

第1条 この規定は、会則第33条により、慶弔に関する事項を定めるものとする。

(適用される事項)

第2条 この規定が適用される事項及びその内容は、別表のとおりとする。

2 別表に規定のない特殊な事項が発生した場合は、会長は企画委員会の協議・承認を経て特別に慶弔等の支出をすることができる。ただし、その場合は直近の総会でその概要を報告しなければならない。

別表(第2条関係)

番号	内容	金額等	備考
1	児童、会員及び職員等の死亡	5,000円	会長承認を得て10,000円程度の生花
2	職員等の1親等の死亡	5,000円	父母及び子
3	職員等の配偶者の死亡	5,000円	
4	職員等の婚姻	5,000円	重複する場合は主たる者へ
5	職員等の転退職	3,000円	1年未満
		5,000円	1年以上3年未満
		6,000円	3年以上4年未満
		7,000円	4年以上5年未満
		8,000円	5年以上
6	各地区からの敬老行事への招待	5,000円	

摘要

(1) 1～3の場合、会長又は会長の委任を受けた者が会葬し、弔意を表すものとする。ただし、葬儀が遠方で行われるなど特別な事情がある場合は、この限りではない。

(2) 5の場合、相当額の記念品に代えることができる。

(3) 6の場合、基準額以内の記念品に代えることができる。なお、各地区年1回までとする。ただし、各地区とは、新川・広瀬・野口・松木・福島の5地区を指す。

(施行期日)

附則

平成22年5月18日 この規定は、設立総会から施行する

平成23年1月14日 企画委員会の協議により規定変更を起案することに決定

平成23年2月18日 企画委員会で決議

平成23年2月23日 評議委員会に報告、承認

平成23年4月26日 規定変更を総会にて報告、承認

平成24年11月14日 企画委員会の協議により規定変更を起案することに決定

平成25年2月21日 評議委員会に報告、承認

平成25年4月25日 規定変更を総会にて承認、施行

令和7年度 P T A会費徴収方法について

本校はかぎんe-バンクに登録し、学級費・教材費等と合わせてP T A会費を含む金額を口座より引落しさせて頂いております。

一世帯当たり一口の徴収ですので、PTA会費は長子口座からの引き落としとなります。

引き落としの日程につきましては、学校と協議の上、別途ご案内いたしますので、皆様のご協力をお願い申し上げます。

徴収金額 350円×12か月＝4,200円

*5月～翌年2月に分けて徴収させて頂く予定です。

P T A団体傷害保険の保障概要

【契約方式】

P T A団体傷害保険とは、学校単位P T Aが所属し、もしくは構成員となっている組織を保険契約者とし、単位P T A毎に、P T A会員・通学する児童及びP T A行事への参加が事前にP T Aにより認められている者全員を被保険者とする準記名式契約です。

【保障内容】

被保険者が次に掲げる場合に、急激かつ偶発的な外来の事故により被ったケガに対して保険金をお支払い致します。ただし、日本国内における事故に起因するものに限りします。

< 1 >被保険者がP T Aの会員の所属するP T A管理下においてP T A行事に参加している間

< 2 >被保険者がP T Aの行事に参加するためP T Aが指定する集合・解散場所と被保険者の自宅との通常の経路の往復中

(注1) P T A管理下とは、P T Aの指揮・監督及び指導下をいいます。

(注2) P T A行事とは、P T Aが企画・立案し主催及び共催する行事で、P T A総会、運営委員会など

P T A会則（名称のいかんは問いません）に基づく手続きを経て決定されたものをいいます。

(注3) 独立行政法人日本スポーツ振興センター法の定めるところにより給付対象となりうるべき傷害事故の場合には、この保険の対象とはなりません。

(注4) ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有害物質を偶然かつ一時に吸入、吸収したときに急激に生ずる中毒病状を含みます。

○保健機関（責任期間）開始前の事故（傷害・損害）によるものは、保険金をお支払い致しません。

【保険金額と保険料】

保険金額（ご契約金額）		保険料（一時払い）
死亡・後遺障害	350万円	一世帯当たり（年間） 100円
入院保険日額	1,400円	
通院補償日額	1,000円	

令和 7 年度 執行部役員・専門委員長・監査名簿（案）

役 職		氏 名	学年・組(末子)	担当委員会
執行部	会 長	瀬戸口 志保	6 年 3 組	全 般
	副会長	飯川 千穂	3 年 3 組	生活安全
	副会長	川畑 舞子	2 年 1 組	保健体育
	副会長	小松 真也	3 年 2 組	生活安全
	副会長	土橋 万理	4 年 1 組	生活安全
	副会長	山之口 勝也	3 年 2 組	保健体育
	副会長	上水流 健彦	教頭	
	副会長	田代 秀達	教頭	
	書 記	池田 麗沙	1 年 3 組	保健体育
	書 記	水谷 千穂	4 年 1 組	保健体育
	書 記	山岡 祐子	2 年 1 組	生活安全
	会 計	永濱 望	3 年 3 組	生活安全
	顧 問	大山 政弘	校長	
監 事		小牟禮 愛依子	3 年 2 組	
監 事		副島 之利子	2 年 2 組	

地 域 組 織

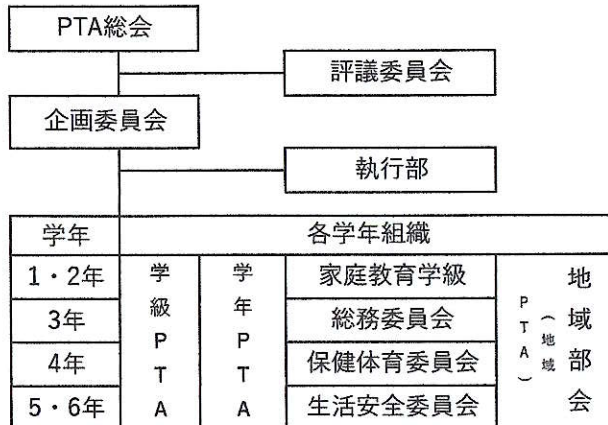
地 域	役 職	氏 名	学年	地域部長等 については後 日紹介いたし ます
福島	地域部長		年 組	
	地域生活安全部長		年 組	
	地域生活安全副部長		年 組	
新川南	地域部長		年 組	
	地域生活安全部長		年 組	
新川北	地域部長		年 組	
	地域副部長		年 組	
	地域生活安全部長		年 組	
	地域生活安全副部長		年 組	
松木	地域部長		年 組	
	地域生活安全部長		年 組	
	地域生活安全副部長		年 組	
野口	地域部長		年 組	
	地域生活安全部長		年 組	
広瀬	地域部長		年 組	
	地域生活安全部長		年 組	

天降川小学校PTA組織、活動方針 (案)

1. PTA組織の目的

- より多くの会員が活動に参加しながら、お互いの絆を深めることができるよう、学級(学年)単位での活動を中心とした組織にする。
- 親としてどのように子育てをしていくかを学びながら、学校や地域と共に児童の成長を見守り促すPTAとしていく。
- 学校や地域と共に、児童にとってよりよい教育環境を作っていけるようなPTAとしていく。

※ 2. PTA組織図



3. それぞれの活動内容と役員数

(1) 学級PTA・学年PTA(全保護者が学級毎に所属)

- 子育てや家庭生活などの悩みやアイデアを出し合い、保護者同士が絆を深める。
- 学級毎に年間の活動計画を立てる。各学級サポーターが集まって、学年としての活動も企画する。
(PTA予算に、学級及び学年PTAの活動費を計上する)
(学級毎に学級サポーター3名を選ぶ)
(学級サポーターの役割は学級PTAの司会進行、学校保健委員、役員選考委員とする)

(2) 家庭教育学級(1,2年生の保護者が所属)

- 講演や実習・見学などを通して、家庭教育のあり方や具体的な進め方を学習する。
- 学級長1名及び副学級長1名を選出し、家庭教育学級主事(教頭)と共に活動計画の作成、運営を行う。

(3) 各委員会(3～6年生の保護者が所属)

- 天降川小PTAの目的を達成するための各種活動を行う。
- 保護者は末子(兄弟がいる場合は一番年下の学年)の委員会に所属する。(1,2年生が末子の場合は委員会には所属せず、家庭教育学級に属する) なお、未就学児がいる家庭は、委員会での活動などは配慮する。
- 学級毎に委員会サポーター2名を選出する。
(総務委員会は委員会サポーターの選出はなし。保健体育委員会、生活安全委員会は各学級から委員会サポーターを2名選出)
- ①総務委員会：外部のPTA関係研修会、講演会、市・県のPTA活動へ協力、参加など。
- ②保健体育委員会：子どもたちの健康生活に関する情報収集や啓発活動、学校体育の行事への協力など。
- ③生活安全委員会：家庭内外での児童の健全な生活に関する活動を行う。下校時の安全確保、長期休業などの巡回指導、中学校や企業、商店等との連携、霧島市交通安全母の会のキャンペーン活動への参加協力など。

(3) 地域部会(地域PTA)

- 地域部会は各地域に置き、地域に居住するすべての会員で構成される。(PTA会則第28条参照)
- 地域役員を中心に地域での活動(旗当番)を行う。

令和7年度 PTA活動方針（案）

令和7年度 役員選出について

これまでに学級PTA等で皆さんに話し合っていた内容や意見、“今後の天降川小学校PTAの在り方についてアンケート”の内容、昨年度の役員選出の様子、1年間の活動状況を踏まえ、役員選出、活動内容について執行部会で検討しました。検討した内容を、令和7年度役員選出時に試し、天降川小学校PTAらしいPTAの在り方や役員選出に関するルール等について、令和7年度以降も引き続き学級PTA等で話し合いの場を持ち、検討を重ねていきたいと思っています。

① 履歴カードについて

これまで使用していた履歴カードの使用は廃止する。

また、履歴カードに代わるもの(履歴証明書等)も作成しない。

② 役員選出のルール

- ・学級PTA、各地域PTAを欠席された方、委任状を出されていない方からも役員選出することができる。
- ・これまでの役員履歴は残し(平成28年度以前を含む)、個人管理(自己申告)とする。
- ・下記1)、2)の役職をされた方は“役員履歴がある”とする。
- ・役員一覧表(学級サポーター、地域PTA)を作成し、役員履歴を管理する。管理はPTA執行部が行う。
- ・役員履歴や諸事情については“配慮する事項”とし、役員選出時の参考とする。

1) これまでに以下の役職を務めた方。

(役職を務めた回数が多くても、免除の対象にはならない)

◎学級委員長・副委員長

◎学級専門委員会(総務・保健体育・生活安全)委員長・副委員長

◎専門委員会(総務・保健体育・生活安全)部長・副部長

◎地域部長・地域生活安全部長、地域副部長・地域生活安全副部長

◎家庭教育学級長・副学級長

但し、役員の自薦・再任は妨げない。

2) 執行部役員(会長・副会長・書記・会計)、監事を務めた方は全ての役職を免除する。

但し、役員の自薦・再任は妨げない。

3) 役員選出時に、上記地域PTA役員以外の役員(班長等)をしている方、子ども園・幼稚園や中学校、育成会(子ども会)、自治会等で役員をしている方。または次年度役員になる予定がある方。

4) 未就学児がいる方、転入されたばかりの方、家族を介護・看護されている方。

他特別な事情がある方。(個人情報保護のため自己申告とする)

天降川小学校 地域PTA 旗当番に関する運用方法、ルールについて（案）

これまで天降川小学校 地域PTA(全6地域)の旗当番運用は、地域PTAの地域部長・地域生活安全部長を中心に当番表を作成し、横断旗・名簿等を次の当番の方の家に回す、という方法を取っていました。しかし、この方法は、

- ・次の当番の方の家に横断旗・名簿等を持って行くということが手間・負担となる
- ・不在宅の玄関先に横断旗・名簿等を置いた場合、個人情報漏洩の可能性が高くなる
- ・転出や都合により当番日が変わる場合、連絡・日程調整に手間がかかる(特に地域部長・地域生活安全部長の負担が増える)

ことが考えられます。

天降川小学校PTAの活動方針、「できる時にできる方が、楽しく活動できる」「個人を尊重し、多様な価値観を認め合う」に則り、地域PTA活動ができるよう、以下のルールを示します。

① 旗当番について

1. PTA会則(部会)第28条～「地域部会は各地域に置き、地域に居住するすべての会員で構成され、地域役員を中心に地域での活動を行う」

天降川小学校PTA会員の皆さんは学級部会の会員でもあり、地域部会の会員でもあります。

子どもたちの安全確保のため、旗当番への御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

② 横断旗について

1. 一家庭1本横断旗を配付する。

(配付する横断旗は、令和5年度こくみん共済coop鹿児島支部より寄贈されたものです)

2. 横断旗の保管、管理、購入の責任はPTA執行部とする。
3. 紛失、破損等があった場合は、速やかに学校または執行部役員へ連絡する。
4. 転出、卒業の際は速やかに返却する。

③ 当番表について

1. 当番表は地域PTA役員(地域部長・副部長、地域生活安全部長・副部長)を中心に作成する。

当番表作成の負担とならないよう、地域PTA役員へ個人的な事情(日時の指定等)の連絡は避ける。

2. 当番表のお知らせは、グループLINEで行う。

(次の当番の方へ横断旗等を回す負担を減らす、不在宅の玄関等に名簿・横断旗等を置いた際に起こり得る個人情報漏洩を防ぐ為)

3. 都合により当番日を変更したい場合、グループLINEでその旨を連絡し、グループLINE内で調整する。

(地域PTA役員の個人LINEへ連絡し、地域PTA役員が他の方へ連絡・調整するという負担を減らす為。また当番日を埋める為に、地域PTA役員が立哨することがないようにする為)

④ 事故等の際の補償、備品購入について

1. P T Aが計画・企画したもの、P T Aの管理下にある行事は、P T A団体傷害補償(損保ジャパンの傷害保険で契約)で保障される。事故等が発生した場合は速やかに学校へ届け出る。
2. 旗当番はP T A活動であるため、旗当番に必要な備品はP T A予算より支出する。
(例：当番表を管理する為に必要なU S B等)
3. 印刷が必要な場合は学校印刷室で行う。(印刷用紙はP T A予算で購入している)
4. 購入したい備品がある場合は、企画書に品名、個数、予算、使用目的等を記入し、学校へ提出する。決裁後P T A事務補から連絡がくるので、仮払金を受け取る。購入後は速やかに領収書、残金を学校もしくはP T A事務補へ提出する。
5. 仮払金を受け取らずに購入した場合は、企画書(品名、個数、使用目的等を記入)、領収書を速やかに学校へ提出する。

※企画書は職員室廊下側レターボックスで保管しています。分からない時は教頭先生に声を掛けてください。

⑤ その他

1. 転入・転出の際は、学校(教頭先生)と地域P T A役員が連携を図り、地域P T A会員を把握することが出来る。
2. 転入された方は、地域P T A役員から連絡が来たら、速やかにグループL I N Eへ入る。
3. 転出の際は、グループL I N E から退会する。
4. 都合により当番日の変更を申し出たが、調整がつかない場合、また転出者が予定されていた当番日の代替者がいない場合は、“立哨者なし”の対応でもよいこととする。

令和 7 年度 天降川小学校 P T A 年間活動計画（案）

月	日	曜	P T A 関係行事	月	日	曜	P T A 関係行事
4	7	月	始業式 第16回入学式	11	1	土	地域が育む「かごしまの教育」県民週間～7日
	10	木	第1回新旧執行部会		22	土	県 P T A 委嘱公開始良大会
	21	月	P T A 総会 学級 P T A		27	木	校内持久走大会 学級 P T A 学校保健委員会
5	8	木	市 P 連第 1 回評議委員会	12			第2回 7 校 P T A（南中）
	16	金	市 P 連総会及び懇親会		11	木	始良地区学校保健研究協議会
	22	木	第1回拡大企画委員会・P T A 執行部会		24	水	終業式
6	14	土	授業参観 引き渡し訓練	1	8	木	始業式
			第1回7校 P T A（南中）		16	金	中学校入学説明会(隼人中・舞鶴中・国分南中)
			P T A リーダー研修会		23	金	新1年生体験入学及び入学説明会
			水泳授業自由参観週間(6/23～6/27)				
7	11	金	学級 P T A 学校保健委員会	2	1	日	始良・伊佐地区生涯学習推進大会 (伊佐市文化会館)
	18	金	終業式		18	水	授業参観 学級 P T A（下学年） 学校保健委員会
9	1	月	始業式		19	木	授業参観 学級 P T A（上学年） P T A 評議委員会
	9	火	授業参観 学級 P T A（下学年・特支）	3	6	金	市 P 連第 3 回評議委員会
	10	水	授業参観 学級 P T A（上学年・特支）		24	火	第16回卒業式
10	3	金	市 P 連第2回評議委員会		25	水	修了式 離任式
	19	日	霧島市じんけんフェスタ	※ P T A 執行部会は、毎月定期的に実施。			
	25	土	運動会準備				
	26	日	第16回運動会				

令和7年度 各委員会 各種外部会合の出席分担

総務委員会(3年)は、4月21日学級PTAで、参加希望される会合をお知らせください。参加目安数より多い分は構いません。

(委員会は末子学年での所属になりますが、学年問わず外部会合への参加は可能です)

下記外部会合はあくまで現時点での予定です。日程や内容が変更となる可能性もあります。主催者等から開催要項の案内が届きましたら学校、執行部から御案内致します。

年間1家庭1回の御参加をよろしくお願いします。下記会合以外にも会合、研修があります。主催者から開催要項等案内が届きましたら、安心メールでお知らせいたします。外部会合への参加が難しい方は、学年問わず家庭教育学級への参加をお願いします。

霧島市外、旧国分市外、旧隼人町外の会合には旅費が出ます。

総務委員会(3年)

期日	会合名	参加目安数(各学級)
6月	PTAリーダー研修会	1～2名
10月19日(日)	じんけんフェスタ (国分ハウジングホール)	1～2名
11月15日(土)	霧島市PTA活動研究大会 (国分ハウジングホール)	4～5名
1月24日(土)	部落解放霧島市研究集会 (国分ハウジングシビックホール)	1～2名

保健体育委員会(4年)

期日	会合名	参加目安数(各学級)
1月29日(木)	霧島市学校保健研究協議会 (国分ハウジングシビックホール)	1～2名

生活安全委員会(5・6年)

期日	会合名	参加目安数(各学級)
6月7日(土)	スクールガード・防犯ボランティア等研修会 (隼人農村改善センター)	1～2名
9月	国分地区交通安全母の会 プラスワン運動キャンペーン (タイヨー国分新町店)	2名 ※5・6年全体から2名
12月	国分地区交通安全母の会 県下一斉飲酒運転根絶運動キャンペーン (フレスポ国分)	2名 ※5・6年全体から2名

※国分地区交通安全母の会のキャンペーン内容は、「店舗で店舗利用者に対し、チラシ・交通安全啓発用品を配布」です。

PTA執行部

期日	会合名
5月8日(木)	市P連第1回評議員会
5月16日(金)	市P連総会及び懇親会
	5校PTA(舞鶴中)
6月	7校PTA(国分南中)
6月	市生徒指導研究協議会・市校外生活指導連絡会
10月3日(金)	市P連第2回評議員会
10月	5校PTA(舞鶴中)
11月	市生徒指導研究協議会・市校外生活指導連絡会
11月	7校PTA(国分南中)
2月	5校PTA(舞鶴中)
2月	市生徒指導研究協議会・市校外生活指導連絡会
3月6日(金)	市P連第3回評議員会及び懇親会

令和7年度 天降川小学校PTA一般会計 予算書 (案)

1 収入の部

費 目	本年度予算	備 考
会 費	2,746,800	(350円×12ヶ月)×654戸 <戸数は教職員含む>
雑 収 入	1,000	預金利息、各種PTA団体からの事務手数料
繰 越 金	1,125,053	
合 計	3,872,853	

2 支出の部

費 目	本年度予算	備 考
会 議 費	250,000	会議参加に関する諸費用・交通費 ほか
報 償 費	229,000	役員報酬
慶 弔 費	250,000	慶弔規定に基づく支出
広 報 費	150,000	県PTA新聞購読料 ほか
行 事 費	500,000	PTA行事に係る運営費、卒業証書ファイル(金型含む) ほか
消 耗 品 費	200,000	文具、備品代、学校印刷室使用コピー用紙・インク代 ほか
事 務 通 信 費	50,000	振込手数料、送料、かぎんシステム使用料 ほか
学級・学年・各委員会	400,000	学級/学年/各委員会/親子読書会/読み聞かせへの補助費 ほか
教育奨励費	350,000	飼育・校内緑化、図書室関連、外部講師への旅費・謝金 ほか
負 担 金	300,000	市P連及び各種負担金、PTA団体障害保険 ほか
特別会計用積立金	100,000	記念行事等準備金(特別会計通帳へ)
総 務 費	950,000	事務補助員人件費
予 備 費	143,853	義援金など突発的事項に関する支出
	3,872,853	

令和 7 年度 PTA 執行部からのお願い、お知らせ

- ① 学校へ来られる際は、ネームプレートを付けましょう。
- ② 学校や PTA からのお知らせ(紙文書、安心メール)に目を通し、回答が求められるものには期限までに回答・提出をお願いします。
- ③ 個人を尊重し、多様な価値観を認め合いながら、話合いや活動をしましょう。
- ④ PTA・学校行事は、大人が児童にマナーを示すよい機会であることを意識した行動を心がけましょう。
- ⑤ 旗当番は地域部会(地域 PTA)の活動です。(子ども会、育成会は別組織です)
私たち会員は学級部会(学級 PTA)と地域部会(地域 PTA)に重複して所属しています。
(PTA 会則第 28 条) 子どもたちの安全確保のため、ご理解、ご協力をお願いします。
- ⑥ 家庭教育学級や委員会活動は、所属する学年を越えての参加大歓迎です！
また、委員会活動以外で、全戸へボランティア募集することがあります。(令和6年度は、運動会準備・当日見回り・片付け、南側駐車場整備への参加を呼びかけました)
皆様の積極的な参加をお待ちしております。
- ⑦ あもりがわりユース活動(制服等のリユース)や子どもの成長を願う保護者の会(不登校や不登校傾向の児童を抱える保護者、不登校問題に興味のある方が対象)の開催や、読み聞かせボランティアの活動もあります。興味のある方は PTA 執行部役員、教頭先生までお問い合わせください。
- ⑧ 南側・北側駐車場は霧島市の管理となっており、霧島市から場所をお借りして駐車場として使用させていただいています。運転マナーや走行速度に注意して使用しましょう。



子どもたちの安心・安全のため、楽しい学校生活のため、

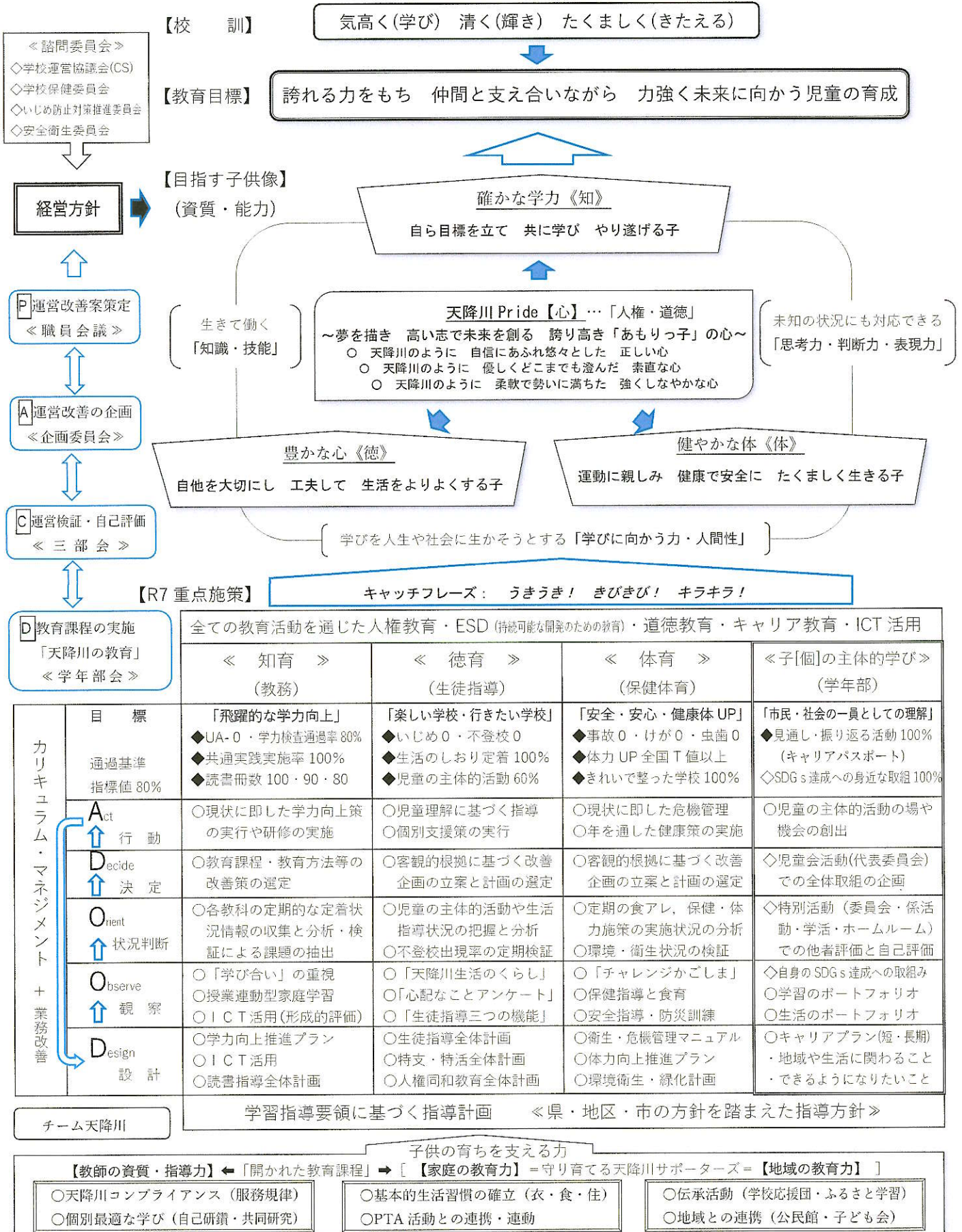
会員皆様の御理解、御協力をよろしくお願いします！





令和7年度 天降川小学校グランドデザイン

SDGs 2030 達成 Society5.0 で「生きる力」 = よりよい学校教育を通じたよりよい社会の創造



令和7年度学校経営方針

- 1 校 訓 「 気高く(学び) 清く(輝き) たくましく(きたえる) 」

【天降川 Pride】

～ 夢を描き 高い志で未来を創る 誇り高き「あもりっ子」の心 ～

○ 天降川のように 自信にあふれ悠々とした 正しい心

○ 天降川のように 優しくどこまでも澄んだ 素直な心

○ 天降川のように 柔軟で勢いに満ちた 強くしなやかな心

- 2 教育目標 誇れる力を持ち 仲間と支え合いながら 力強く未来に向かう児童の育成

- 3 目指す子供像 確かな学力《知》… 自ら目標を立て 共に学び やり遂げる子
豊かな心 《徳》… 自他を大切にし 工夫して 生活をよりよくする子
健やかな体《体》… 運動に親しみ 健康で安全に たくましく生きる子

- 4 キャッチフレーズ 「 うきうき! きびきび! キラキラ! 」

- 5 経営理念 (目指す学校像・教師像)

- (1) 全ての児童が、心身共に安全で、安心して生活できる学校でなければならない。
- (2) 全ての児童が、確実に力を付け、豊かな人生を送れるように最善を尽す学校でなければならない。
- (3) 情熱を持ち、児童の成長に立ち会えることを心の底から喜べる教職員でなければならない。

- 6 経営方針

関係法規、学習指導要領に則り、県・市教育委員会の方針と学校の実態を踏まえつつ、これまで築き上げた学校の良さを生かしながら、家庭や地域社会と連携・協働し、安全・安心な環境を堅持するとともに、新しい時代に求められる資質・能力を育む教育を推進する。

- (1) 安全・安心・健康

児童の安全・安心・健康を最優先事項とし、安全な環境及び危機管理体制を確立するとともに、児童の状態把握に努め、教育活動全体を通して心身の健康を守り育む取組を進める。

- (2) 学力

習得・活用・探求の過程において、「知識・技能」を確実に習得させ、「思考力・判断力・表現力等」を育成し、「主体的・能動的に学びに向かう力・人間性」の涵養を図る。

- (3) 指導

カリキュラム・マネジメントを進め、児童を誰一人取り残すことなく育成する「個別最適な学び」と、児童の多様な個性を最大限に生かす「協働的な学び」を一体的に充実させる。

- (4) 評価

客観的事実に基づく検証を重視し、「指導と評価の一体化」を図るとともに、児童の変容を可視化し、児童自身が獲得した資質・能力を認知したり、共有したりできるように工夫する。

- (5) 連携・協働

児童のキャリア形成を見通し、市民性（シチズンシップ）の育成を図るため、家庭・地域との連携・協働による多様な学習機会の確保など「社会に開かれた教育課程」を推進する。

7 重点目標

社会の変化（Society 5.0）を見据えた学習指導要領の理念を念頭に、「持続可能な社会の創り手の育成」や「日本社会に根差したウェルビーイング」をコンセプトとして、カリキュラム・マネジメントによる組織的かつ計画的な教育活動の質の向上を図り、本校課題の解決を目指す。

(1) 「指導を揃える」

「チーム天降川」を基盤に6年間を見通す組織体制の充実と効果的・効率的運営を目指す。

- ア 教育課程の実施状況の客観的把握と課題共有
- イ 指導内容・指導方法・指導重点を揃えた「一事徹底」
- ウ エビデンス(根拠・証拠)とアセスメント(客観的診断・評価)を重視したPDCAサイクル
- エ 組織体制の機能の整理と優先課題の焦点化による効果的・効率的な業務改善
- オ 学習にふさわしい環境づくり(きれいで整った学校 意欲が沸く校内掲示・広報周知)

(2) 「安全・安心・健康を守る」【最優先事項】

安全・安心の取組みと健康増進を進め「事故0」「いじめ・不登校0」「虫歯0」を目指す。

- ア 現状を反映した各種管理マニュアルの随時改善と管理徹底(安全管理・いじめ対策等)
- イ 生徒指導体制の確立と家庭・地域・関係機関等との連携(教育相談・ケース会等)
- ウ 全教育活動を通しての「命の教育」の推進(人権同和教育・道徳教育・SDGs・生活指導)
- エ 「虫歯0」への取組みや感染症等対策の徹底(保護者協働・流行性疾患等対策)

(3) 「飛躍的に学力を向上させる」【最重点課題】

「学力向上プラン」の改善により、アンダーアチーパー0を目指す。

- ア 「知識・技能」の習得状況の分析と確実な定着(共通実践事項と形成的評価の確立)
- イ 「主体的・対話的で深い学び」の視点での授業改善による「思考力・判断力・表現力」の育成(「聴き合う関係づくり『聴く・つなぐ・もどす』 読書による情操や語彙の習得)
- ウ 学習状況の可視化と児童のメタ認知による自己評価及び改善(授業連動型家庭学習)

(4) 「個々の発達を支える」

個に応じた指導や支援を充実させ、将来を見通した自立支援を目指す。

- ア 特別な配慮を要する児童への適切な支援(認知能力の向上・個別支援計画の改善)
- イ インクルーシブ教育・ユニバーサルデザインへの取組
- ウ 特別活動を要としたキャリア教育(キャリアビジョン・プラン・パスポート)
- エ 年間を通し個の目標達成に取り組む体力向上への取組(体幹トレーニング)

(5) 「未来を切り拓く力を付ける」

児童が様々な社会変化に向き合い、課題解決できる対応力の育成を目指す。

- ア 各教科等で共通する情報処理・整理・分析・まとめ・表現等のICT活用
- イ 身近な社会に着目したSDGs達成のためのESD(持続可能な開発のための教育)の推進

(6) 「地域ぐるみで育てる」

「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を家庭・地域と共有し、積極的な連携を図り、それぞれが機能を発揮できる環境を目指す。

- ア 地域と共に教育する「社会に開かれた教育課程」の推進(郷土・文化等HPでの広報)
- イ 家庭・地域の支援による児童の安全・安心の確保(あもりサポーター(仮称))
- ウ 社会教育関係団体等(PTA, 子ども会, 公民館等)との連携

(7) 「力を磨く」

教師が学びのモデルとなり、時代に応じた指導力の積極的な習得を目指す。

- ア 実態に即し実践に還元できる職員研修の推進(校内研修・相互参観研究等)
- イ 実践に生かすための自己研鑽の機会の拡充(校外研修・教育論文等)